

企画競争説明書

業務名称： コソボ国循環型社会に向けた廃棄物管理能力向上プロジェクトフェーズ2

調達管理番号： 20a01015

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

<p>注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。 詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。</p>
--

2021年2月10日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年2月10日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：コソボ国循環型社会に向けた廃棄物管理能力向上プロジェクトフェーズ2

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年5月 ～ 2024年4月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2021年5月 ～ 2022年3月

第2期：2022年4月～2024年4月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めません。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の第2期の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の19%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後11ヶ月以降)：契約金額の19%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後23ヶ月以降)：契約金額の2%を限度とする。

(6) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します¹。

- 1) 2021年度末(2022年2月頃)

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：契約第一課 赤塚真貴子 Akatsuka.Makiko@jica.go.jp

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

地球環境部環境管理グループ第二チーム

¹ 当機構は中期目標管理法に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(特定の排除者はありません。)

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年 2月 22日 (月) 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」(電子メール宛先及び担当者)

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年3月1日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年 3月 12日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料(プレゼンテーション実施する場合のみ)を、電子データ(PDF)での提出とします。上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」)

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書等の電子提出方法(2021年1月25日版)」を参照願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類 :

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
本邦研修に係る経費
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - a) 機材費（パイロット事業関連資機材費）：20,860,000円
 - b) 一般業務費（特殊傭人費等）（業務従事者の報酬は含まない）（パイロット事業実施経費）：52,342,000円
 - c) 旅費（航空賃） 40,260,000円
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨（EUR1）=125.999000円
 - b) US\$1 =103.896000円

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／廃棄物管理政策・計画
- b) 廃棄物収集・運搬

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 25 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格

との差に係る計算式：

$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点

50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年3月26日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願

います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難される

べき関係を有している。

- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン(コンサルタント等の調達) :

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン/個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：廃棄物管理に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／廃棄物管理政策・計画

➤ 廃棄物収集・運搬

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／廃棄物管理政策・計画）】

- a) 類似業務経験の分野：廃棄物管理に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：全途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 廃棄物収集・運搬】

- a) 類似業務経験の分野：廃棄物収集・運搬に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：全途上国
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活

用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。なおプレゼンテーション及び資料は日本語とします。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者</u> ／ <u>廃棄物管理政策・計画</u>	(27)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	-	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(7)	(12)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制	-	5
(2) 業務従事者の経験・能力：廃棄物収集・運搬	(16)	
ア) 類似業務の経験	9	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	2	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 2021年 3月18日（木） 14：00～
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施場所：当機構本部（麹町） 209 会議室

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話または Teams 等による実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。

3. 実施方法：

- （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

b) Teams 等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「循環型社会に向けた廃棄物管理能力向上プロジェクトフェーズ2」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

コソボ共和国（以下、「コソボ」）では現在、EU加盟に向け、環境保全と自然資源の持続的な利用を重要な課題と位置付けている。同国では紛争からの復興に当たり経済社会インフラの整備に重点が置かれた影響から環境対策が遅れており、近年は廃棄物管理や大気汚染などの環境問題が顕在化している。特に廃棄物については、2009年は年間約24万トンであった国内の廃棄物排出量が2018年時点で年間約58万トン（2018年 Municipal Waste Management in Kosovo status report）まで増加しており、収集サービスが及ばない地域では不法投棄などの不適切な処理が問題となっている。

かかる状況下、JICAは2011年9月から2015年9月まで、技術協力プロジェクト「循環型社会へ向けた廃棄物管理能力向上プロジェクト」（以下、「先行プロジェクト」）をコソボ第二の都市プリズレン市（人口約19万人：2019年）で実施した。また無償資金協力「廃棄物管理向上計画」（2012年10月贈与契約締結）により、ごみ収集車両としてコンパクター43台を首都プリシュティナ市、プリズレン市、マリシェバ市、スハレカ市、ドラガシュ市、ラホベツツ市の6自治体に供与した。プリズレン市ではこれら車両も活用して、廃棄物管理にかかる組織強化、廃棄物収集の改善、廃棄物5カ年計画策定、ごみ料金の設定と徴収等の取組を進めた結果、同市の廃棄物管理能力は格段に向上し、コソボ国内では自治体レベルでの持続的な廃棄物管理の好事例として評価されている。

他方、同国で廃棄物管理を所掌する環境空間計画省（MESP：Ministry of Environment and Spatial Planning）（2020年に経済環境省（MEE：Ministry of Economy and Environment）に改編）は、環境管理戦略（2013～2022年）において、廃棄物発生量の削減、廃棄物管理能力のキャパシティビルディング、ごみ収集サービスの向上、ごみの減量・再利用・リサイクル（3R）による循環型社会の実現という目標を掲げている。プリズレン市で構築された持続可能な廃棄物管理モデルの普及により全国的に廃棄物管理能力向上を図るべく、プリズレン市周辺の4市（マリシェバ市：人口5.5万人、スハレカ市：人口8.8万人、ドラガシュ市：3.4万人、ラホベツツ市：5.6万人）を対象として本プロジェクトが要請された。

現在4市では、清掃公社であるエコリージョン社が廃棄物管理に係る業務委託契約に基づき収集・運搬サービスを提供している。各市の廃棄物担当部局は、プリズレン市の経験を踏まえて廃棄物管理改善に取り組む意向を示している一方、自

治体の規模が小さいため、行政機関の人員や予算等の制約から、計画策定や清掃公社に対する管理・監督体制の強化が十分に実施できておらず、不法投棄や廃棄物収集サービスに対する住民からの不満等の課題に直面している。そのため、本プロジェクトにおいては、プリズレン市における廃棄物管理改善にかかる成果及び教訓を活用しつつも、リソースが限られる中小規模の自治体においても実施可能な廃棄物管理改善のための手法の検討及び普及に係る支援が求められている。

一方、本プロジェクトは先行プロジェクトでの経験があるものの、新型コロナウイルス感染拡大により2020年度内の現地調査が行えなかったことから二段階方式で実施することとする。これらの背景を踏まえJICAでは2020年11月から12月にかけて基本計画策定調査をオンライン協議により実施しコソボ関係機関と事業の枠組みについて合意し、2021年2月2日に討議議事録（Record of Discussion、以下「R/D」という。）を締結した。

第3条 プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

コソボ国循環型社会に向けた廃棄物管理能力向上プロジェクト フェーズ2

(2) 上位目標

対象4市にて策定された廃棄物管理モデルがコソボ国内の中小規模の自治体へ普及される。

(3) プロジェクト目標

対象4市とプリズレン市の経験に基づき、中小規模の自治体に適した廃棄物管理の改善方法が策定される。

(4) 期待される成果

- 成果1：対象4市における廃棄物管理の現状、課題、優先順位が明確になる。
- 成果2：マリシェバ市における廃棄物管理の改善方法が策定される。
- 成果3：スハレカ市における廃棄物管理の改善方法が策定される。
- 成果4：ラホベツツ市における廃棄物管理の改善方法が策定される。
- 成果5：ドラガシュ市における廃棄物管理の改善方法が策定される。
- 成果6：対象4市での経験をもとに中小規模の自治体における廃棄物管理の新しい改善方法及び実施指針がまとめられる。

(5) 活動の概要

- 1-1：対象4市の廃棄物管理の現状や課題、ごみ料金徴収の構造等についてレビュー・分析を行う。
- 1-2：対象4市における廃棄物管理の能力評価を実施する。
- 1-3：対象4市における関係者分析を行い、担当部署・潜在的なパートナー・料金構造を特定する。
- 1-4：1-1から1-3の結果に基づき主要課題及び優先順位を特定するとともに、対象4市及びプリズレン市の経験との共通性・特異性を分析する。
- 1-5：活動1から5までの活動後、総合的なモニタリングを実施する。
- 2-1：マリシェバ市において、1-1から1-3の結果に基づき問題分析を行

- い、根本要因を把握する。
- 2-2 : マリシェバ市において、2-1で特定された根本要因に対処するための計画および達成目標とモニタリング指標を策定する。
- 2-3 : マリシェバ市において、プリズレン市の教訓を活かしたパイロットプロジェクトを実施する。
- 2-4 : マリシェバ市において、パイロットプロジェクトの結果をもとに、既存の廃棄物管理計画をレビュー・分析し、同計画への成果の反映方法、未解決の課題、教訓及び更なる改善に向けて必要な取組を検討する。
- 2-5 : マリシェバ市における教訓を他自治体と共有するための報告書を作成する。
- 3-1 : スハレカ市において、1-1から1-3の結果に基づき問題分析を行い、根本要因を把握する。
- 3-2 : スハレカ市において、3-1で特定された根本要因に対処するための計画および達成目標とモニタリング指標を策定する。
- 3-3 : スハレカ市において、プリズレン市の教訓を活かしたパイロットプロジェクトを実施する。
- 3-4 : スハレカ市において、パイロットプロジェクトの結果をもとに、既存の廃棄物管理計画をレビュー・分析し、同計画への成果の反映方法、未解決の課題、教訓及び更なる改善に向けて必要な取組を検討する。
- 3-5 : スハレカ市における教訓を他自治体と共有するための報告書を作成する。
- 4-1 : ラホベッツ市において、1-1から1-3の結果に基づき問題分析を行い、根本要因を把握する。
- 4-2 : ラホベッツ市において、4-1で特定された根本要因に対処するための計画および達成目標とモニタリング指標を策定する。
- 4-3 : ラホベッツ市において、プリズレン市の教訓を活かしたパイロットプロジェクトを実施する。
- 4-4 : ラホベッツ市において、パイロットプロジェクトの結果をもとに、既存の廃棄物管理計画をレビュー・分析し、同計画への成果の反映方法、未解決の課題、教訓及び更なる改善に向けて必要な取組を検討する。
- 4-5 : ラホベッツ市における教訓を他自治体と共有するための報告書を作成する。
- 5-1 : ドラガシュ市において、5-1から5-3の結果に基づき問題分析を行い、根本要因を把握する。
- 5-2 : ドラガシュ市において、5-1で特定された根本要因に対処するための計画および達成目標とモニタリング指標を策定する。
- 5-3 : ドラガシュ市において、プリズレン市の教訓を活かしたパイロットプロジェクトを実施する。
- 5-4 : ドラガシュ市において、パイロットプロジェクトの結果をもとに、既存の廃棄物管理計画をレビュー・分析し、同計画への成果の反映方法、未解決の課題、教訓及び更なる改善に向けて必要な取組を検討する。
- 5-5 : ドラガシュ市における教訓を他自治体と共有するための報告書を作成する。

- 6-1: MEEが主宰し関係機関が参加するプロジェクトワーキングチームを設置し、対象4市の経験普及のための効率的な方法を検討する。
- 6-2: 対象4市が作成した報告書に基づき、活動の成果や他自治体へ適用可能な示唆についてレビューと分析を行う。
- 6-3: 対象4市の活動を踏まえた包括的な報告書を作成し、効率的で持続可能な廃棄物管理方法について国内へ普及するための教材を作成する。
- 6-4: 他の自治体、公共機関、住民やドナー等の多様な関係者を対象にセミナーやワークショップを開催する。
- 6-5: MEE、省庁横断ワーキングチーム及び自治体間で、廃棄物管理の更なる改善に向けた教訓を定期的に共有するための仕組みを構築する。
- 6-6: 6-5で確認された課題への対処に必要な法令(政策、計画、規制)について、ワーキングチームとの議論を通じて検討する。

(6) 対象地域

マリシェバ市、スハレカ市、ラホベッツ市、ドラガシュ市

(7) 関係官庁・機関

経済環境省(MEE)、対象4市(マリシェバ市、スハレカ市、ラホベッツ市、ドラガシュ市)、プリズレン市

第4条 業務の目的

JICAが2021年2月2日にコソボ国政府と締結したR/Dに基づき業務(活動)を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標の達成に寄与することを目的とする。

第5条 業務の範囲

本業務は、当該プロジェクトの枠内で、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトの柔軟性の確保

本プロジェクトは以下に示す実施方針については基本計画策定調査での合意事項に基づく内容であるが、技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置(先方C/Pとの合意文書の

変更、契約の変更等) を取ることにする。

(2) キャパシティ・ディベロップメントの重視

受注者は、本業務を通じてC/Pのキャパシティ・ディベロップメント(CD)の支援を行う。CDとは、「個人、組織、制度や社会が、個別にあるいは集合的にその役割を果たすことを通じて、問題を解決し、また目標を設定してそれを達成していく“能力”(問題対処能力)の発展プロセス」と定義され、キャパシティの包括性の視点(個人だけではなく組織、制度、社会システムを見据えた視点)と、C/Pの主体性・内発性の重視がきわめて重要になる。よって、支援アプローチとしては、まずC/Pの能力を適切に把握したうえで(キャパシティ・アセスメント)、その能力や周囲の条件に応じて、受注者とC/Pが十分な情報共有、意見交換、OJT等を通して緊密に協働するよう工夫すること。

詳細については、JICA作成による「開発途上国廃棄物分野のキャパシティ・ディベロップメント支援のために「社会全体の廃棄物管理能力の向上をめざして」、「キャパシティ・ディベロップメント(CD)～途上国の主体性に基づく総合的課題対処能力の向上を目指して～」(いずれもJICA図書館ウェブサイト(<http://libopac.jica.go.jp/>)からダウンロード可能)を参照すること。

(3) 技術移転の方法

本プロジェクトを実行するにあたり、計画の立案から実施、モニタリングまで一貫性のある活動を行う事が重要である。

日常的な業務の実施に当たっては、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続性の確保、オーナーシップの確立の観点から、日本側専門家チーム内のみで業務を実施するのではなく、コソボ側C/Pの主体的な取り組みを支援しながらプロジェクト活動を進めていくことを基本とし、受注者はC/Pの主体性を引き出すように工夫する。

特に各種基準、マニュアル類の作成等にあたっては、MEE主宰のワーキングチームも交えたワークショップ等を開催し、先方の主導による合意形成プロセスを確保することとする。

複数の自治体を対象とすることに加え、コロナ感染拡大の影響で現地渡航が困難となることも想定されることから、遠隔でのプロジェクト推進方法を予め検討し、対面以外での技術移転の方法も積極的に活用すること。

(4) 各自治体での活動における留意点

1) 4市の現状把握・能力評価

本プロジェクトは開始から11カ月を詳細計画策定フェーズと位置づけ、成果1において、対象4市の廃棄物管理の現状・ゴミ収集料金の構造、廃棄物管理能力評価、関係者分析、各市の共通課題、総合的なモニタリングを実施し、キャパシティ・アセスメントを行う。これらの活動を通じて廃棄物管理の現状把握をするだけでなく、行政体制や社会経済面の文脈についても理解したうえで、調査結果に基づく問題分析や優先順位に係る協議を密に行い、コソボ側の主体性、改善意欲を引き出すよう留意する。

また、各市の行政担当者及び廃棄物管理サービス委託先事業者に加え、3R(減量、再利用、リサイクル)に関するリサイクル民間事業者の取り組み及び連携可能性や、

ウェストピッカーをはじめとするインフォーマルセクターの存在についても確認すること。

2) パイロットプロジェクト

成果2から成果5では、対象4市それぞれのニーズを踏まえ、課題解決に向けた適切な廃棄物管理改善方法を計画・検証する目的で、パイロットプロジェクトを実施する。具体的なパイロットプロジェクトのテーマや実施方法については詳細計画策定フェーズにて調査を行い、先方政府の要望や廃棄物管理課題に基づきコソボ側と合意したうえで活動を実施する。4市でのプロジェクト実施の順番に関しては、活動の記載順にこだわらず、各自治体が抱えている問題を把握したうえで優先順位の高い問題を抱えている自治体から着手すること。

3) 各自治体の特性及び国内での汎用性を念頭に置いた廃棄物管理改善策の検討

プロジェクトの背景に記載の通り、対象4市ごとに廃棄物管理において顕在化している問題が異なっており、受注者は、上記1)の結果に基づき、個々の自治体の特性も踏まえた対応方法を選択し、パイロットプロジェクトとして導入・検証することが求められる。同時に、本プロジェクトでは、同国内の中小規模の自治体に適用可能な廃棄物管理の改善方法の策定を目標としており、受注者は、将来的な他自治体への普及を前提として、手法の汎用性や各自治体特有の事情との切り分け等に留意しながら取組方針を検討する必要がある。

4) 各自治体の人員体制

現在、対象4市において廃棄物管理分野に従事する人員体制は1名ないし2名である。先行プロジェクトでは廃棄物管理分野に従事する人員を増員することにより自治体による料金徴収を実現することができた。本プロジェクトにおいても自治体の職員増員に関するニーズは高く、受注者は積極的に職員増員に向けた支援と教育を行う必要がある。

5) 清掃公社エコリージョンへの民間委託

対象4市では、上述の人員の制約もあり、廃棄物収集業務を清掃公社のエコリージョン社に民間委託している。本プロジェクト実施においてはエコリージョン社の役割や自治体との関係にかかる整理が不可欠であり、パイロットプロジェクトについてもエコリージョン社の役割や現在の課題等も考慮し、積極的な参加を促す必要がある。他方、本プロジェクトの主対象は各市の行政担当者であり、行政サービスとしての廃棄物管理計画の立案、実施や監督能力の強化を通じて、当該地域の廃棄物管理改善が図られることが望ましい。また、競合企業(IS社)が存在する事や毎年契約更新を行っている自治体もあることからエコリージョン社1社に依存した活動とならないよう留意すること。

6) ごみ料金徴収方法

対象4市では現在ごみ料金の徴収を清掃公社であるエコリージョン社が行っている。先行プロジェクトではごみ料金の徴収を自治体から直接徴収する形に変更することでプリズレン市の廃棄物管理にかかる財務基盤が改善された経緯がある。JICA

が行った基本計画策定調査でも自治体によるごみ料金の徴収を実施したいという声が多く上がった。一方パイロットプロジェクト対象4市には廃棄物管理に従事する職員が1名ないし2名しかおらず、自治体による料金徴収の実現は困難であることも想定される。受注者はごみ料金徴収に関して対象4市職員と協議し、実現可能な方法を計画するよう協議すること。

7) 経済構造改善努力支援無償資金協力との連携

対象4市へは2020年12月に経済構造改善努力支援無償資金協力（以下、ノン・プロジェクト無償）により2012年に実施された無償資金協力と同様に廃棄物収集車両を含めた機材（コンパクター車の供与先、プリシュティナ市:10台、プリズレン市:25台、スハレカ市:2台、マリシェバ市:2台、ラホベツ市:3台、ドラガシュ市:1台）が導入されている。これらの機材は全て環境省に所有権があるものの、上述したエコリージョン社が廃棄物管理サービスにおける運用及び日常的な保守点検を行っている。JICAは本プロジェクトにおいてノン・プロジェクト無償により導入された資機材（コンパクタートラック15台）の使用についてコソボ側と合意をしており、受注者はこれらの資機材を活用し、プロジェクトを推進すること。

(5) 国内普及に向けた関係機関の連携促進

MEEでは、中小自治体の廃棄物管理強化支援を目的として、中央レベルの関係省庁・機関から構成されるワーキングチームを設置する方針を有している。同ワーキングチームは本プロジェクトの関係機関との連携基盤としても有用であるため、受注者はその円滑な立上げや活動の推進を側面支援すること。

特に、本プロジェクトは対象地域が4自治体及び首都の複数地域にわたっており効率的な業務実施が不可欠であることから、受注者はプロジェクト期間全体を通じてMEEや対象4市との円滑なコミュニケーション・調整に留意し、関係者間のスムーズな意思決定を支援する。必要に応じて現地の文化・社会的背景や意思決定プロセスに通じた信頼ある現地傭人等（3名を想定し経済環境省に1名、対象4市へ2名の配置を想定）を活用することを認める。

また、同国で活動するGIZやEUをはじめとしたドナー機関との情報共有、意見交換を積極的に行い、ドナー間の連携を強化しながら効率的に廃棄物管理改善方法を普及する方法を検討すること。

(6) プロジェクトにおけるプリズレン市の位置づけ

コソボ第二の都市であるプリズレン市（人口約20万人）にて実施した先行プロジェクトでは、廃棄物収集やごみ料金の設定による財務基盤の改善、廃棄物管理に関する職員の増員、車両にGPS設置する事による車両の管理等、一定の成果を達成した。MEE及び周辺自治体はその成功例を「プリズレン・モデル」と称しているものの、現時点では同モデルの明確な定義は整理されていない。本プロジェクトが対象とする小規模自治体とプリズレン市では、人口規模や行政体制等も異なることから、同市の経験のうち活用可能な部分を見極め、実践していくことが求められる。

JICAが行った基本計画策定調査においてプリズレン市が協力機関としてプロジェクトに参画し、対象4市とMEEに対して経験共有や助言を行う事について同市及びコソボ側関係機関と合意している。受注者は、プリズレン市の参画が有用と考えられる内

容や、対象4市における活動及び国内普及を視野に入れた経験共有の手法等について、同市およびコソボ側関係機関と更なる協議・検討を行い、本プロジェクトの活動に取り入れることが求められる。

(7) コソボ国内の好事例の抽出及び日本の知見の抽出

上述の通り、プリズレン市の事例は本プロジェクト対象4市である中小規模の自治体を対象とする場合、必ずしも最適な手段とは言い難く、小規模自治体へ普及可能な部分のみを抽出し、実践することを想定している。他方、日本の自治体においても様々な廃棄物管理の改善・効率化の知見が蓄積されており、コソボにおいても適用可能な取組があると見込まれる。対象4市及びプリズレン市の職員の中には、本邦研修を受講した職員もおり、日本の知見や実例を知る者もいることから、CPの意見も引き出しながら、対象4市の様な小規模自治体の実情に適した日本の事例を分析・紹介するとともに、MEEの承認を得たうえで対象4市の廃棄物管理改善方法の参考とすること。

(8) データ管理の強化

コソボ国内では、各市が廃棄物管理事業を委託する清掃公社からの実績値に基づき、定期的にMEE傘下のコソボ環境保護庁（KEPA：Kosovo Environmental Protection Agency）へ廃棄物管理データを報告し、KEPAで取りまとめ管理を行っている。しかし基本計画策定調査で収集したデータは自治体によってばらつきがあり、情報の精度が不十分であることが想定される。

本プロジェクトの実施に際しても、廃棄物の排出から最終処分に至る廃棄物フローの各段階における廃棄物データを把握することは、現状、進捗、成果を客観的に評価するうえでも重要である。そのため、プロジェクトの開始に当たってはコソボ側からこれまで提供されたデータの信頼性について改めて検証するとともに、必要に応じて、各市におけるデータ収集・管理能力の強化を検討すること。

(9) EU加盟方針を踏まえた活動計画策定・プロジェクト成果の反映

同国ではEU加盟を念頭に置き、環境管理戦略(2013～2022年)にて廃棄物の減量・再利用・リサイクル(3R)による循環型社会の実現という目標を国の方針として掲げている。MEEが策定中の次期国家廃棄物管理戦略(2020-2029年)においては、同国がEUに加盟するための要件も提示されており、本プロジェクトの活動・成果がその要件達成に資することが期待されている。

しかしながら、基本計画策定調査の時点では、対象4市のいずれにおいても3Rに関連する具体的な活動や計画策定には着手しておらず、基本的な廃棄物管理サービスの強化が必要な段階にあることを確認している。そのため、受注者はコソボ側の廃棄物管理政策にEU加盟の要件がどのように取り込まれているかを確認し、確認できたコソボ国における国家方針に沿って、循環型社会や3Rといった概念に対するCPの理解を本プロジェクトを通じて向上させ、実践可能な範囲で活動に取り入れることが求められる。また、国内の中小自治体においても3R等の取組は限定的と推測されるため、活動を通じて得られた成果や教訓を国レベルの廃棄物管理政策・制度に反映させることを目指し、本プロジェクト期間を通じて、進捗報告やモニタリングの実施、会議開催等の機会を通じて、MEEに対し積極的に情報を共有するとともに、MEEの活動への関与を最大限引き出すよう考慮すること。

(10) バルカン地域における連携及び成果の共有

当機構は、バルカン地域においてセルビア共和国、アルバニア共和国においても廃棄物分野の技術協力を予定している。コソボとセルビア共和国との歴史的経緯を踏まえると、両国間の直接的な連携は困難と思われるが、自然条件や廃棄物管理に関する現状の課題など共通性も見込まれる。またアルバニアでは「廃棄物削減・3R促進支援プロジェクト」（2014年5月～2017年5月）で技術協力プロジェクトが行われたため、交流や第三国研修も含めてJICAプロジェクト関係者間では積極的に情報共有・意見交換を行うことを推奨する。

(11) 広報活動

業務実施にあたっては、本プロジェクトの意義、活動内容とその成果を本邦・コソボ両国の国民各層に正しく理解してもらえるよう、受注者は、JICAホームページへの投稿、コソボ側によるニュースレターの発行支援など、効果的な広報、発信の手段を検討し、実施に努める。

(12) プロジェクトデザインマトリックス（以下、PDM）及び活動計画（以下、PO）を基本とした先方政府との共同運営

受注者は、プロジェクトの運営においては、PDM及びPOに沿った先方政府との共同作業を基本とする。外部条件の変化等によってPDM及びPO見直しの必要性が生じた際は、速やかに発注者に相談・報告する事。PDM及びPOは定例会議における発注者と先方政府との協議と合意をもって改定することとし、受注者はその改定に協力する。

第7条 業務の内容

本業務において受注者が実施する内容は以下のとおり。受注者はこれら業務の効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案すること。なお、現時点では3年の業務期間を2期に分ける想定であり、作業工程を念頭においた期分けのタイミングについても提案する。期分けがそぐわない場合は、その理由を示すこと。

(1) プロジェクト全体に係る業務

1) 業務計画の策定

日本国内で入手可能な資料・情報等を整理し、業務の基本方針、活動内容、専門家構成、実施体制、業務工程、スケジュール等を検討し、これらを業務計画(案)に取りまとめ、JICAのコメントを踏まえ必要に応じ修正する。策定した業務計画を基に、コソボ側関係者に説明・意見交換をした上で、必要に応じて修正し、第一回合同調整委員会（JCC）で合意を得たうえで、最終版をJICAへ提出する。

2) ワーク・プランの作成

上記で作成した業務計画に即して、ワーク・プランを作成する。コソボ側関係者と意見交換を行い、対象4市で行うパイロットプロジェクトの目的や解決すべき課題を明確にし、具体的なプロジェクト実施スケジュールも作成する。またパイロットプロジェクト終了後に作成する小規模自治体向けの廃棄物管理改善方法作成に必要なデータや作成予定の資料も明確にすること。

3) 詳細計画策定フェーズで実施すべき事柄

2021年5月のプロジェクト開始から2022年3月までを詳細計画策定フェーズとする。詳細計画策定フェーズでは対象4市の廃棄物管理状況の課題や能力・関係者分析を行い、解決すべき課題とその優先順位を明らかにする。また対象4市で実施するパイロットプロジェクトを計画し達成目標とモニタリング指標を策定する。

なお対象4市での活動計画の最終化に伴い、要員及び渡航計画に著しく変更が生じる場合には、JICAと協議のうえ見直しを行う。

4) 合同調整委員会（JCC）の設置及び開催支援

JCCはプロジェクトの方針・進捗・報告等を行う場であり、原則6か月ごとの開催としている。受注者は、コソボ側とJCCの開催頻度や開催地・開催方式に関して協議のうえ、円滑な運営、開催に係る支援を行う。なおJCCの位置付けや参加メンバーは配布資料の「Joint Coordinating Committee」を参照すること。

5) プロジェクト進捗モニタリングの実施

JICAはプロジェクトの進捗確認と促進に向けた取り組みとして、プロジェクトの進捗状況等を関係者で確認・共有することを目的としたモニタリングシートを導入している。受注者は、JICA所定のモニタリングシートをC/Pと共同で半年に一度作成し、JCCにおいて確認・合意のうえ、JICAに提出する。

モニタリングシートの作成における課題の把握や進捗・指標の策定はコソボ側の関係機関と協議し合意した内容をモニタリングシートに反映する。

また、JICAがプロジェクトの詳細な計画の精査、見直しが必要な場合や実施運営状況の把握、実施運営上の問題への対応を目的として運営指導調査を実施する場合には、受注者は、既に実施した業務に関連して作成した資料等を整理、提供するとともに、実務的に可能な範囲で、現地調査において必要な便宜を供与する。

(2) 会議への出席

受注者は、本プロジェクトに関連し開催される以下の会議への出席、会議資料及び議事録の作成を行う。会議を円滑に進めるため、視聴覚機材の活用等を図り、問題事項、方針等の要点を明瞭且つ簡素に説明すること。

MEE職員と対象4市職員に対しては遠隔でのオンライン開催も活用し、月に1度を目途に定例ミーティングを実施する。ミーティングでは、対象4市の一般廃棄物管理能力に関する共通認識の醸成や、各市担当者からの発表に基づく廃棄物管理能力における現状と課題の特定、廃棄物管理サービスの改善計画の協議、またパイロットプロジェクトの進捗及び結果・教訓の共有等を行う。

1) 業務計画、活動報告並びに今後の実施方針・計画の検討に関する会議（JCCや月例ミーティング等の定例会等）

2) 活動内容の追加・変更等重要事項等の検討のために必要に応じて開催される関係機関との会議（活動の追加・変更等に要する不定期の打合せ等）

(3) 他ドナーの活動の情報収集・連携

コソボにおいて廃棄物分野の支援を行っている下記①、②の代表的なドナーと情報共有を定期的に行い、相乗効果の発現に努める。

① ドイツ国際協力公社（GIZ：German Corporation for International

Cooperation)

「Clean Environment Race」という廃棄物管理のプロジェクトを2013年より実施している。このプロジェクトはコソボの自治体における固形廃棄物管理サービスの改善を目的として、自治体の廃棄物管理状況に応じて、廃棄物管理にかかる資金を提供する助成金制度である。自治体が市民に供与する廃棄物管理サービスの実施状況に関するデータを収集し、以下の指標から評価した結果をランク付けする。

【管理業績評価指標】

- 1) 廃棄物収集サービス率（廃棄物収集サービスに含まれる集落の割合）
- 2) ごみ収集費用徴収率
- 3) 不法投棄場所の削減

② 欧州連合（EU : European Union）/欧州委員会（EC : European Commission）

ECはIPA(Instrument for Pre-Accession Assistance)というプロジェクトを通じてコソボへ廃棄物管理に関する支援を実施している。プロジェクト内容は自治体における収集・運搬に係る効率的な方策サポートを実施し、自治体における廃棄物管理計画の策定支援及び、廃棄物管理にかかる住民意識の向上である。

3) 環境社会配慮に関する業務

本プロジェクトの実施に際しては、JICA「環境ガイドライン（2010年4月）」に基づき、代替案の比較検討、環境影響の予測・評価、影響緩和策、モニタリング計画の策定を行う。具体的には、計画・プログラム等の意思決定段階で、極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにし（スコーピング）、複数ある代替案について環境社会配慮の側面を含む比較検討を行う。

想定される主な調査項目は以下のとおり。

- ① 計画・プログラム等の目的・目標の検討
- ② 諸制約のなかで目的を達成するための代替案の検討
- ③ 計画・プログラムの内容の検討
- ④ スコーピングの実施
- ⑤ ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認
- ⑥ コソボの環境社会配慮制度・組織の確認
 - ・ 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - ・ コソボにおける開発プロジェクトで実施された戦略的環境アセスメントに関する報告書や関連情報
 - ・ 関係機関の概要
- ⑦ 影響の予測
- ⑧ 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- ⑨ 緩和策の検討（回避・最小化・代償）の検討
- ⑩ モニタリング方法の検討
- ⑪ ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討）

4) プロジェクト業務進捗報告書及び業務完了報告書の作成

業務開始から1年毎に業務進捗状況について、C/Pと共同でプロジェクト業務進

抄報告書（英文・和文）を取りまとめ、JICAの承認を得た後にC/P機関に提出する。
また、業務終了時には、C/Pと共同でプロジェクト業務完了報告書（英文・和文）
を取りまとめ、同様にC/P機関に提出する。

5) 広報活動

本プロジェクトの実施にあたっては、本協力の意義、活動内容とその成果を
コソボ及び日本両国の国民及び事業者に正しく理解してもらえるよう、効果的な
広報の実施が求められる。また、コソボ国にンが廃棄物管理の重要性を認識する
ことも重要である。受注者はプロジェクトリーフレットの作成やSNSの活動も視
野に入れた効果的な広報活動や啓発活動の手法を検討・実施すること。

6) 本邦研修の実施

本プロジェクトでは、技術指導の一環として、プロジェクト目標及び成果を達
成するために必要な本邦研修の実施も検討している。本邦研修は「コンサルタン
ト等契約における研修・招聘実施ガイドライン（2017年6月）」（公開資料参照）
に則り企画・準備・実施する。現時点で検討している目的、実施時期などの研修
概要は以下の通りだが、具体的な内容については、成果1で実施するキャパシテ
ィ・アセスメントの内容を踏まえ、C/P、JICA主管部及びバルカン事務所と協議の
上、決定する。また近隣諸国で廃棄物分野の技術協力プロジェクトを行った実績
のある国もあることから第三国研修実施の可能性も踏まえて、C/P、JICA主管部
及びバルカン事務所と協議の上、決定する。

① 目的・内容

成果2から5で実施する対象4市に適用可能な日本の好事例として紹介できる日
本の地方自治体において実施されている廃棄物減量化、分別方法、住民への啓発
方法などを現地で学ぶことに加え、また、廃棄物管理における組織・財務、民間
企業との連携、循環型社会構築への取り組みについても研修を実施する。

② 実施時期・期間・回数

プロジェクト初年度に1～2週間程度の研修を1回開催する想定

③ 参加人数

約10名程度（MEE、対象4市関連部署及び廃棄物関連の意思決定責任者の参加
を検討）

7) ジェンダー配慮

本プロジェクトは「ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」に分類される。
詳細計画策定フェーズにおいて、ジェンダー主流化ニーズを確認し、ジェンダー
視点に立った具体的な取り組みについてコソボ側と協議すること。廃棄物収集に
女性のニーズを積極的に反映させることや、女性人材の育成等を推進すること。

(4) 成果ごとの業務

期待される成果に資する各活動について、C/Pと協働による計画・実施及びC/Pに対
する指導、助言、補完を行う。成果1～6は必ずしも時系列ではなく、各活動が互い
に関連・連動しながら、推進される必要がある。当初想定したスケジュールは、P0を
参照のこと。

【成果1に係る活動】

成果1：対象4市における廃棄物管理の現状、課題、優先順位が明確になる。

- 1-1 対象4市の廃棄物管理の現状や課題、ごみ料金徴収の構造等についてレビュー・分析を行う。
- 1-2 対象4市における廃棄物管理の能力評価を実施する。
- 1-3 対象4市における関係者分析を行い、担当部署・潜在的なパートナー・料金構造を特定する。
- 1-4 1-1から1-3の結果に基づき主要課題及び優先順位を特定するとともに対象4市及びプリズレン市の経験との共通点・特異性を分析する。
- 1-5 活動1から5までの活動後、総合的なモニタリングを実施する。

一般廃棄物に関する現状と課題について組織及び個人のキャパシティや問題意識等を確認するため、キャパシティ・アセスメント調査を行う。主な調査項目は以下a～gを想定し、現地再委託による実施も認める。その他、必要な項目については受注者から提案すること。上記の調査・分析に加えプロジェクト開始直後に実施するキャパシティ・アセスメントの結果を踏まえ、優先課題と、その実施のために対象4市が対応すべき行動計画の立案・策定に必要な技術支援を行う。

- a. 国家及び対象4市における関連法制度・規則・計画・戦略
- b. MEE、対象4市の組織体制
- c. 対象4市での一般廃棄物の量及び質の現状及び将来予測
- d. 対象4市での一般廃棄物管理フロー（排出、収集運搬、最終処分）
- e. 対象4市における、収集運搬車両等の既存資機材の使用状況、民間リサイクル業者の現状把握
- f. MEE、対象4市及び清掃公社の一般廃棄物管理に係る財務面の現状
- g. 他の対象4市における一般廃棄物管理の状況（プリズレン市との共通課題の確認）

【成果2に係る業務】

成果2：マリシェバ市における廃棄物管理の改善方法が策定される。

- 2-1 マリシェバ市において、1-1から1-3の結果に基づき問題分析を行い、根本要因を把握する。
- 2-2 マリシェバ市において、2-1で特定された根本要因に対処するための計画及び達成目標とモニタリング指標を策定する。
- 2-3 マリシェバ市において、プリズレン市の教訓を活かしたパイロットプロジェクトを実施する。
- 2-4 マリシェバ市においてパイロットプロジェクトの結果をもとに、既存の廃棄物管理の計画をレビュー・分析し、同計画への成果の反映方法、未解決の課題、教訓及び更なる改善に向けて必要な取り組みを検討する。
- 2-5 マリシェバ市における教訓を他自治体と共有するための報告書を作成する。

【成果3に係る業務】

成果3：スハレカ市における廃棄物管理の改善方法が策定される。

- 3-1 スハレカ市において、1-1から1-3の結果に基づき問題分析を行い、根本要因を把握する。
- 3-2 スハレカ市において、3-1で特定された根本要因に対処するための計画及び達成目標とモニタリング指標を策定する。
- 3-3 スハレカ市において、プリズレン市の教訓を活かしたパイロットプロジェクトを実施する。
- 3-4 スハレカ市においてパイロットプロジェクトの結果をもとに、既存の廃棄物管理の計画をレビュー・分析し、同計画への成果の反映方法、未解決の課題、教訓及び更なる改善に向けて必要な取り組みを検討する。
- 3-5 スハレカ市における教訓を他自治体と共有するための報告書を作成する。

【成果4に係る業務】

成果4：ラホベッツ市における廃棄物管理の改善方法が策定される。

- 4-1 ラホベッツ市において、1-1から1-3の結果に基づき問題分析を行い、根本要因を把握する。
- 4-2 ラホベッツ市において、2-1で特定された根本要因に対処するための計画及び達成目標とモニタリング指標を策定する。
- 4-3 ラホベッツ市において、プリズレン市の教訓を活かしたパイロットプロジェクトを実施する。
- 4-4 ラホベッツ市においてパイロットプロジェクトの結果をもとに、既存の廃棄物管理の計画をレビュー・分析し、同計画への成果の反映方法、未解決の課題、教訓及び更なる改善に向けて必要な取り組みを検討する。
- 4-5 ラホベッツ市における教訓を他自治体と共有するための報告書を作成する。

【成果5に係る業務】

成果5：ドラガシュ市における廃棄物管理の改善方法が策定される。

- 5-1 ドラガシュ市において、1-1から1-3の結果に基づき問題分析を行い、根本要因を把握する。
- 5-2 ドラガシュ市において、2-1で特定された根本要因に対処するための計画及び達成目標とモニタリング指標を策定する。
- 5-3 ドラガシュ市において、プリズレン市の教訓を活かしたパイロットプロジェクトを実施する。
- 5-4 ドラガシュ市においてパイロットプロジェクトの結果をもとに、既存の廃棄物管理の計画をレビュー・分析し、同計画への成果の反映方法、未解決の課題、教訓及び更なる改善に向けて必要な取り組みを検討する。
- 5-5 ドラガシュ市における教訓を他自治体と共有するための報告書を作成する。

成果2から5では、対象4市における課題の特定、改善策の検討、パイロットプロジェクトによる検証、検証結果から他の自治体や策定予定の廃棄物管理改善方法でも流用可能な改善策や事例を報告書に取りまとめMEEと共有する。JICAが基本計画策定時において各自治体が抱える課題についてのヒアリング調査を行った際、各市の担当者から挙げられた課題は以下の通りである。

・マリシェバ市：MEEより義務付けされている廃棄物管理5カ年計画が未策定であること、収集した廃棄物の中間処理施設の運営等。

- ・スハレカ市：清掃公社への適切なモニタリングと不法投棄
- ・ラホベツ市：農業廃棄物とデータマネージメント
- ・ドラガシュ市：不法投棄

ただし、遠隔で調査を行ったためコソボ側の主体的な説明にとどまっており詳細計画策定フェーズにて新たな課題が浮き彫りになる可能性が高い。そのため受注者は上記に限らず詳細計画策定フェーズにて明らかになった課題も踏まえた上で、各自治体の課題に沿った改善策の検討やパイロットプロジェクトを計画し、コソボ側関係機関及びJICAと協議のうえ、最終的な実施内容を確定する。

パイロットプロジェクトの結果をもとに自治体ごとの現状分析、計画策定の過程やモニタリング方法等、パイロットプロジェクトのレビューを行う。レビューをもとに報告書を作成し、中央であるMEEやワーキングチームへ共有する。MEEやワーキングチーム、パイロットプロジェクト対象4市、プリズレン市と協力しコソボ国内普及のための廃棄物管理改善方法を策定する。また成果2から成果5の活動において必要とされる以下の調査に関しては現地再委託による実施も認めることとする。

- 不法投棄に関する調査
- ごみ質調査
- 住民意識調査
- リサイクル調査

成果6：対象4市での経験をもとに中小規模の自治体における廃棄物管理の新しい改善方法及び実施方針がまとめられる。

- | | |
|-----|---|
| 6-1 | MEEが主宰し関係機関が参加するプロジェクトワーキングチームを設置し、対象4市の経験普及のための効率的な方法を検討する。 |
| 6-2 | 対象4市が作成した報告書に基づき、活動の成果や他自治体へ適用可能な示唆についてレビューと分析を行う。 |
| 6-3 | 対象4市の活動を踏まえた包括的な報告書を作成し、効率的で持続可能な廃棄物管理方法について国内への普及するための教材を作成する。 |
| 6-4 | 他の自治体、公共機関、住民やドナーなど多様な関係者を対象にセミナーやワークショップを開催する |
| 6-5 | MEE、省庁横断ワーキングチーム及び自治体間で、廃棄物管理のさらなる改善に向けた教訓を定期的に共有するための仕組みを構築する |
| 6-6 | 6-5で確認された課題への対処に必要な「政策、計画、規制」について、ワーキングチームと議論を通じて検討する。 |

本プロジェクトを通じ対象4市で達成された成果、教訓及びその達成に至るプロセスの総体をMEE、対象4市、プリズレン市と協議の上、内容を取捨選択し小規模自治体への新たな廃棄物管理モデルとして確立することを目的とする。

活動6-2では、コソボ側による主体的なレビューと分析を促し、自治体、関係機関による課題や改善効果の再認識を促す。

活動6-3では、コソボ国内への普及へ向けた中小規模の自治体廃棄物管理担当職員を対象とした教材を英語・アルバニア語・セルビア語で作成する。教材には、活動5-5で作成された各自治体の報告書に基づき、各自治体で行われたパイロットプロジェクトの計画・実施・フィードバックの過程から活動6-1で行われた検討をもとに策定

されたモデルの実践までの過程をまとめることとし、第三者にもわかりやすい構成・記載となるよう留意する。

活動6-4では、セミナー、ワークショップの開催に際し、1. 各自治体が抱えている課題に関する内容。2. 各自治体で行ったパイロットプロジェクトとその成果に関する内容。3. コソボ国内への普及モデルを作成した内容。計3つのコンテンツについて、コソボ側による作成を支援する。ターゲットは自治体、公共機関、住民やコソボ国内で活動するドナー等を想定しており、詳細計画策定フェーズで関係者を明確にした後、参加者の範囲、人数、実施時期や回数をコソボ側と協議のうえ決定する。実施方法は遠隔での実施も予想されることから、効果的な遠隔でのセミナー・ワークショップの方法も提案すること。

活動6-5では、コソボ関係機関が主体となり、MEEやワーキングチーム、各自治体が持ち回りで廃棄物管理に関する勉強会を定期的実施するよう支援する。開催方法や期間に関してはコソボ側関係機関と協議するとともに、必要に応じてその定着のために制度設計や手法についても助言を行う。

活動6-6では、本プロジェクトの成果の見直しを行い、策定された廃棄物管理改善方法の国内普及を念頭に必要な「政策、計画、規制」をMEEやワーキングチーム、各自治体と共に検討する。

2) 契約期間の分割について

上記(1)及び(2)で記載した業務は下記の工程で実施することを想定しているが、受注者はこれら業務の効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案すること。なお、現時点では3年の業務期間を2期に分ける想定であり、作業工程を念頭においた期分けのタイミングについても提案する。期分けがそぐわない場合は、その理由を示すこと

<第1期>

《1》 プロジェクト全般に関する業務

- (1) ワーク・プランの作成
- (2) JCCの設置及び開催支援
- (3) 対象4市における廃棄物管理能力調査
- (4) 対象4市における関係者分析
- (5) 先行プロジェクトとの比較分析
- (6) 各対象4市でのパイロットプロジェクト設計と達成目標の設定

《2》 成果毎の活動

- (1) 成果1に関する業務：活動1-1～1-5
- (2) 成果2に関する業務：活動2-1, 2-2
- (3) 成果3に関する業務：活動3-1, 3-2
- (4) 成果4に関する業務：活動4-1, 4-2
- (5) 成果5に関する業務：活動5-1, 5-2

<第2期>

《1》 プロジェクト全般に関する業務

- (1) パイロットプロジェクトの実施
- (2) パイロットプロジェクトのレビューと未解決課題に対する改善方法の策定

- (3) パイロットプロジェクトの報告書作成
- (4) 対象4市での成功事例の取りまとめ
- (5) 全国へ普及のための効率的な方法の検討
- (6) 自治体や公共機関・他ドナーへのセミナーやワークショップを開催する
- (7) MEE及び自治体間で廃棄物管理のさらなる改善方法共有のための仕組みを構築する。

《2》 成果毎の活動

- (1) 成果2に関する業務：活動2-3～2-5
- (2) 成果3に関する業務：活動3-3～3-5
- (3) 成果4に関する業務：活動4-3～4-5
- (4) 成果5に関する業務：活動5-3～5-5
- (5) 成果6に関する業務：活動6-1～6-6

第8条 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

第一期契約の成果品

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結日から起算して 10営業日以内	和文：2部 データ（メール添付可）
詳細計画策定フェーズワーク・プラン	業務開始から約3ヵ月後	英文：2部 アルバニア語：2部 セルビア語：2部 データ（メール添付可）
モニタリングシート	業務開始から6ヵ月後	英文：2部 データ（メール添付可）
業務進捗報告書1	詳細計画策定フェーズ終了時	和文：2部 英文：2部 CD-R：2枚

第二期成果契約の成果品

レポート名	提出時期	部数
本格フェーズワーク・プラン	業務開始から約3ヵ月後	英文：2部 アルバニア語：2部 セルビア語：2部 データ（メール添付可）

モニタリングシート	業務開始から6カ月ごと	英文：2部 データ（メール添付可）
業務進捗報告書2	業務開始から約2年後	和文：2部 英文：2部 CD-R：2枚
業務完了報告書	契約終了時 なお、ドラフトを3か月前に提出し、JICAからのコメントを踏まえて最終化する。	和文：2部 英文：2部 アルバニア語：2部 セルビア語：2部 CD-R：2枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2020年1月）」

（https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzwjj-att/ind_guide.pdf）を参照する。

各報告書の記載項目（案）はJICAと受注者で協議・確認する。

（1）技術協力作成資料等

業務を通じて作成支援した以下の資料を入手の上、業務完了報告書に添付して提出すること。

- （ア）成果6において作成する一般廃棄物管理に資する中小規模の自治体を対象とした廃棄物管理改善方法に関する包括的な報告書（英語・アルバニア語・セルビア語）
- （イ）活動2-5、3-5、4-5、5-5において作成する本プロジェクトにおける対象4市での活動報告書（英語・アルバニア語・セルビア語）
- （ウ）成果6の活動において作成する国内普及のための教材（英語・アルバニア語・セルビア語）
- （エ）活動6-4で実施するセミナー・ワークショップの報告書
- （オ）本邦研修や第三国研修を行った際の研修報告書

（2）コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出すること。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告すること。

- （ア）今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- （イ）活動写真

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務については、以下の3つの契約期間に分けて実施することを想定する

(1) 第1期：2021年5月～2022年3月

(2) 第2期：2022年4月～2024年4月

このため、各期の契約期間終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等についてJICAが指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

なお、上記の契約期間の分割については、受注者がより適切と考える業務工程計画があれば、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

(全体) 約48M/M (現地：37M/M、国内11M/M)

第1期(本契約) 約19M/M

2) 業務従事者の構成(案)

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してください。

ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。また、コスト効率化のため、現地コンサルタント等ローカル人材の活用で十分に業務目的を達成できる場合は、具体案とともにプロポーザルに提示すること。

- ① 業務主任者／廃棄物管理政策・計画(2号)
- ② 廃棄物収集・運搬(3号)
- ③ 組織／財務分析
- ④ 住民啓発／能力評価
- ⑤ データ管理／モニタリング

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます。各調査を対象4市それぞれで実施のうえ比較分析を行うため同一法人による実施を原則としますが、他に適切と考えられる方法があれば理由を明記のうえプロポーザルで提案することを認めます。

- キャパシティ・アセスメント調査
- 不法投棄に関する調査
- ごみ質調査
- 住民意識調査
- リサイクル調査

(4) 配布資料／閲覧資料等

1) 配布資料

- JICA「コソボ共和国循環型社会に向けた廃棄物管理能力向上アドバイザー業務」完了報告書
- 基本計画策定調査の Minutes of Meeting

2) 公開資料

- 先行プロジェクト「循環型社会へ向けた廃棄物管理能力向上プロジェクト」のプロジェクト完了報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000022710.html>
- EC/EUが実践していた同国を対象とした廃棄物管理支援プロジェクト「INSTRUMENT FOR PRE-ACCESSION ASSISTANCE (IPA II)」(2014-2020) 関連資料
https://ec.europa.eu/neighbourhood-enlargement/sites/near/files/annexes/ipa_2018_041246.06_eu_support_to_waste_management_in_kosovo.pdf
- ドイツ国際協力公社(以下、GIZ)が支援しコソボ環境保護庁(以下、KEPA)が作成した「Municipal Waste Management in Kosovo Status Report」関連資料
https://www.ammk-rks.net/repository/docs/Municipal_Waste_Managment_in_Kosovo_Status_Report_2018.pdf

(5) 対象国の便宜供与

- ・カウンターパートの配置
- ・プロジェクトダイレクター
- ・プロジェクトマネージャー
- ・MEE職員
- ・マリシェバ市職員
- ・スハレカ市職員
- ・ラホベツツ市職員
- ・ドラガシュ市職員
- ・その他関係機関との協力調整
- ・専門家執務スペース
- ・事業継続に係る経費(C/Pの給料、旅費、日当当)

(6) その他留意事項

1) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意するとともに、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。当地の治安状況については、JICAバルカン事務所、在コソボ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。ミトロヴァツァ以北を除いた首都プリシュティナを含む全域に関しては一般渡航を禁止とし、業務渡航においても注意喚起とする。またミトロヴァツァ以北に

関しては禁止とし、業務渡航に関してもバルカン事務所長承認の上、渡航する事とする。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。移動手段においては車両（公共の交通機関でなくできる限りタクシー）による移動を基本とし、空港を利用する場合は出発/到着ロビーでの滞在時間を最短とするよう留意する。なお、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

以 上